一般社団法人生駒市医師会定款

第 1 章　総　　則

（名　称）

第 1 条　この法人は、一般社団法人生駒市医師会と称する。

（事務所）

第 2 条　この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

第 2 章　目 的 及 び 事 業

（目　的）

第 3 条　この法人は、医道の高揚、医学及び医術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の社会福祉を増進することを目的とする。

（事　業）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　医道の高揚に関する事業

(2)　公衆衛生の啓発指導に関する事業

(3)　地域保健の推進発展に関する事業

(4)　医学の振興及び医療の普及に関する事業

(5)　医師の生涯教育に関する事業

(6)　医療情報の収集と伝達に関する事業

(7)　医業経営の安定並びに会員の福祉向上による市民の健康及び福祉の増進に関する事業

(8)　医師会相互の連絡調整に関する事業

(9)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章　会　　員

（法人の構成員）

第 5 条　この法人は、この法人の事業に賛同する個人（生駒市内の病院・診療所の開設者及び管理者に限る。）であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3　会員は、同時に生駒地区医師会の会員となる。

（会員の資格の取得）

第 6 条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第9条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　裁定委員会は、前項の規定により会員の除名に当たり、会長から付託された案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条　前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2)　総会員が同意したとき。

(3)　当該会員が死亡したとき。

(4)　生駒地区医師会の会員の資格を失ったとき。

第　4　章　　総　　会

（構　成）

第11条　総会は、全ての会員をもって構成する。

2　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第12条　総会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事及び監事の選任又は解任

(3)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4)　定款の変更

(5)　解散及び残余財産の処分

(6)　入会金及び会費等の金額
(7)　その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 13 条　総会は、定時総会として毎年 1 回（毎事業年度終了後 3 箇月以内）開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招　集）

第 14 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2　総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3　前項の請求があったときは、会長は、30 日以内に総会を招集しなければならない。

（議　長）

第 15 条　総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

（議決権）

第 16 条　総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

（総会の定足数及び決議）

第 17 条　総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ、議事を開き、決議することができない。

2　総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

3　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項

4　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 2 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（総会における書面決議等）

第 18 条　総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面

をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2　前項の場合における前条の規定の適用については、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第19条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役　　員

（役員の設置）

第20条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　5名以上9名以内

(2)　監事　2名以内

2　理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。

3　前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、同項の副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第21条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3　副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4　会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条　理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3　理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条　理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（顧　問）

第27条　この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2　顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3　顧問の任期は、会長の任期による。

4　顧問は、次の職務を行う。

(1)　会長の相談に応じること。

(2)　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

第　6　章　　理　　事　　会

（構　成）

第28条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第29条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　会長及び副会長の選定及び解職

（招　集）

第30条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（決　議）

第31条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章　裁 定 委 員 会

（裁定委員会）

第 33 条　この法人に、裁定委員会を置く。

2　裁定委員会は、総会において選任された 5 名の裁定委員をもって組織する。

3　裁定委員の任期は、第 24 条第 1 項(役員の任期)の規定を準用する。

（裁定委員会の権限）

第 34 条　裁定委員会は、会長からの付託に基づき次の事項について審議し、その裁定を行う。

(1)　会員の除名に関する事項

(2)　会員の身分及び権利義務についての疑義に関する事項

2　裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について審議し、その調停を行う。

第 8 章　資産及び会計

（事業年度）

第 35 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 36 条　この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類は、理事会の承認を経た後、定時総会に報告するものとする。

3　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第 37 条　この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げ

る書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号の書類については定時総会にその内容を報告し、同項第3号及び第4号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章　事　務　局

（事務局の設置）

第38条　この法人に、法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3　事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4　その他の職員は、会長が任免する。

第 10 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条　この法人は､総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（定款施行細則）

第42条　この定款の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て別に定める。

第 11 章　公　告　の　方　法

（公告の方法）

第43条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方

法により行う。

第 12 章　雑　　則

（その他）

第 44 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2　この法人の最初の代表理事（会長）は溝口精二とし、業務執行理事（副会長）は山上正仁とする。

3　この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

4　この定款施行の際、現にこの法人の職員である者は、従前と同様の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

5　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　　則

この定款は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。